

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書の記入のしかた

◎特別徴収義務者の所在地や名称等に変更があった場合

→特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書（提出書類3枚目の書式）をご提出ください。

※ 変更があった箇所のみ記入してください。（代表者の変更のみの場合は提出不要です。）

※ 変更理由が複数あれば、複数の○をつけてください。変更理由6・7・8の場合は様式下部も記入が必要になります。

※ この届出は市民税・県民税の特別徴収事務に関するものになります。法人市民税についての手続きは別途必要になります。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 <small>(代表者の変更のみの場合は提出不要です)</small>		返済(会社・関与先)	処理	確認
年 4月 9日 提出 越谷市長宛	給(特別徴収義務者)支払者	所在地(住所) 〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1	特別徴収義務者指定番号 777777	※市町村ごとに異なります
	名称(氏名) ○× 株式会社	係 経理課	担当者 コシガヤ マルコ	
	代表者名 越谷 〇郎	氏名 越谷 〇子	電話 048-976-5371	
	法人番号 99999999999999			

【変更理由6・7・8の場合の注意】

変更理由6・7・8を選択された場合は、用紙下部の各項目も合わせて記入してください。

6. 給与事務の統合および7. 合併による変更の場合

→統合または合併し、新しく指定番号を取得される場合には、用紙左下部の1に○を記入してください。また、統合または合併した相手方の指定番号を使用される場合には、2に○と相手方の指定番号を記入してください。1及び2の場合には、別途異動届出書（P8の転勤の場合の記入方法を参照）の提出が必要になります。また、今後現在の指定番号はお使いいただけなくなります。

→今お使いの指定番号を引き続き使う場合には、用紙左下部の3に○と現在の指定番号を記入し、用紙右下部の相手に相手方の所在地・名称・指定番号等を記入してください。

8. 分割による変更の場合

事業所が分割された場合や、今まで本社等で一括して行っていた給与事務を事業所ごとに行うように変更になった場合などにお使いいただく項目になります。異動届出書の要・不要については、変更理由6・7を選択された場合と同様です。

(左図の記入見本は、事業所所在地と電話番号のみが変わった場合になります。)

◆ 所在地・名称には誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
◆ 法人番号欄には代表者個人の個人番号は記載しないでください。

変更年月日 2023年 4月 30日

事項	変更前(旧) ※変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ	サイトマケン コシガヤ コシケヤ	サイトマケン コシガヤ スナハラ
所在地(送付先)	〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1	〒343-0803 埼玉県越谷市砂原355
フリガナ		
名称		
電話番号	048-964-2111 (内線)	048-976-XXXX (内線)
変更理由(該当番号に○)	① 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください】 7. 合併による変更【下欄を記入してください】 8. 分割による変更【下欄を記入してください】 9. その他()	
統合・合併・分割後の指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 指定番号 <input type="text"/> ※市町村ごとに異なります 3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 指定番号 <input type="text"/> ※市町村ごとに異なります	所在地 フリガナ 名称 電話番号 (内線) 法人番号 特別徴収義務者指定番号

【よくあるお問い合わせ】

●名称を変更（法人成り・個人事業化など法人格の変更も含む。）したら、新しい指定番号になるのですか？

→名称や所在地変更のみの場合、指定番号の変更はありません。また、名称の変更があったことのみでは新しく税額の通知書はお出ししていません。（すでにお持ちの納入書もそのままご利用いただけます。）

【別途、異動届出書が必要になる場合】

●これまでと違う指定番号で特別徴収税額を納入する場合には、別途、従業員の方ごとに転勤の異動届出書（P8参照）を提出する必要があります。（上図の用紙左下部の1・2に記入する場合は異動届出書が必要です。）